

男女平等参画に関する市民意識調査

～ アンケート ご協力をお願いします ～

日頃から、市政に対してご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鉦路市では、男女がともに創りあげる社会を目指して、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、これに基づき様々な施策を推進しています。

また、鉦路市における男女平等参画の推進に関する基本的な考えを示し、様々な施策を総合的かつ計画的にご推進するため、平成22年12月15日に「鉦路市男女平等参画推進条例」を制定し、平成23年4月1日より施行いたしました。

このたび、平成25年度に予定しております現行プランの中間見直しに向けて、市民の皆さまの男女平等参画に対するお考えやご意見、現状を幅広くお伺いし、今後の施策を検討するうえでの基礎的な資料とさせていただきます。市民意識調査を実施することになりました。

アンケートの内容につきましては、平成17年7月（旧鉦路市）と平成18年7月（旧阿寒町・旧音別町）に実施したアンケート内容を基本に、「鉦路市男女平等参画審議会」でのご意見を得て作成いたしました。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき同封のアンケートにご回答いただきますようお願いいたします。

平成24年10月

鉦路市長 蝦名 大也

《ご回答をいただく方へ》

◆ アンケートをお願いしているのは、平成24年10月1日現在、鉦路市に住民登録されている方の中から、無作為に抽出した18歳から75歳までの男女各1,000人、合計2,000人の方々です。

◆ 皆さまのご回答は、全て統計的に処理いたしますので、個人のご意見がそのまま発表されることはありません。また、アンケートの結果が目的以外に使用されることはありません。

◆ 必ずご自身でご記入ください。また、ご自身のお考えでお答えください。ご記入できない事情がある場合はそのままご返送ください。

◆ 回答は、10月1日現在で記入し、あてはまる欄、番号に○をつけてください。

◆ 回答用紙は、同封の返信用封筒にお入れいただき密封して、11月15日（木）までに切手を貼らずにポストに投函をお願いいたします。

◆ この調査についてのご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 鉦路市総合政策部市民協働推進課

電話 31-4504 FAX 23-5220

E-mail shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

【1 男女平等についておたずねします】

問1 あなたは次のア～キにあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか、それについて、1～6の中から1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
ア 家庭生活の中で	01	02	03	04	05	06
イ 職場の中で	01	02	03	04	05	06
ウ 地域活動の場で	01	02	03	04	05	06
エ 学校教育の場で	01	02	03	04	05	06
オ 政治の場で	01	02	03	04	05	06
カ 法律や制度の上で	01	02	03	04	05	06
キ 社会通念・慣習などで	01	02	03	04	05	06

問2 家庭内の役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたは共感できますか。(○は1つだけ)

01 とても共感できる	04 あまり共感できない
02 まあ共感できる	05 全く共感できない
03 どちらともいえない	06 わからない

問3 一般的に、共働き家庭での家事や育児の役割分担について、あなたはどのように考えますか。(○は1つだけ)

01 男性女性とも同じように家事や育児を行うのがよい
02 どちらでも手のあいている方が家事や育児をすればよい
03 家事や育児は主として女性が行い、男性は女性を手伝う程度でよい
04 男性は家事や育児をしなくてもよい
05 その他（具体的に：）
06 わからない

【II 家庭生活についておたずねします】

問 4 あなたの世帯構成はどのようになっていますか。あてはまる番号に○をつけてください。
(○は1つだけ)

01	一人暮らし
02	夫婦のみ
03	親と子ども (2世代世帯)
04	親と子どもと祖父母 (3世代世帯)
05	その他 ()

※「01 一人暮らし」と答えた方は、問6にお進みください。

問 5 あなたの家庭では、次のア～ンにあげる仕事は主にどなたがしていますか。
それぞれについて、該当するものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	自分	配偶者	夫婦が平等に	子どもまたはその配偶者	家族全員	その他	この家事自体がない
ア	炊事	01 02	03	04	05	06	07
イ	洗濯	01 02	03	04	05	06	07
ウ	掃除	01 02	03	04	05	06	07
エ	雪かき	01 02	03	04	05	06	07
オ	ゴミ出し	01 02	03	04	05	06	07
カ	日常の買い物	01 02	03	04	05	06	07
キ	簡単な大工仕事や電気器具の修理	01 02	03	04	05	06	07
ク	子どもの世話・しつけ	01 02	03	04	05	06	07
ケ	家族の介護	01 02	03	04	05	06	07
コ	家計の管理	01 02	03	04	05	06	07
サ	学校行事・PTA活動	01 02	03	04	05	06	07
シ	地域活動・近所付き合い	01 02	03	04	05	06	07

問 6 あなたが「少子化」の原因として感じているものを次の中から選んでその番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

01	子育てにかかる費用の負担が大きいため
02	結婚しない人が増えたから
03	結婚年齢が高くなったから
04	子どもよりも夫婦を中心に結婚や家庭を考える人が増えたから
05	子どもは少なく産んで十分手をかけて育てたいという人が増えたから
06	子育ては女性(妻)の責任になっており、男性(夫)の協力が足りないから
07	子育てを支援する施設や制度が十分ではないから
08	出産育児は精神的・肉体的負担が大きいため
09	子育てと仕事の両立が難しいから
10	わからない
11	その他(具体的に:)

【III 人権についておたずねします】

問 7 あなたは配偶者・特定の交際相手がいいますか。

01	配偶者がいる	02	特定の交際相手がいる	03	いない
----	--------	----	------------	----	-----

問 8 あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者などからの暴力)、デートDV(若者の間で交際相手からふるわれる暴力)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ、性的嫌がらせ)について身近で見聞きしたことがありますか。ア～ウそれぞれについて、該当するものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	ア: DV	イ: デートDV	ウ: セクハラ
自分が直接被害を受けたことがある	01	01	01
相談を受けたことがある	02	02	02
被害を受けた人を知っている	03	03	03
身近に被害を受けた人はいない	04	04	04
言葉自体を知らない	05	05	05
自分が加害者になったことがある	06	06	06

問9 もし、あなたがドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったときは、どこ（誰）に相談しますか。（○はいくつでも）

01 家族	06 同じ経験をした人
02 友人、知人	07 医師、カウンセラー
03 警察、弁護士	08 職場の苦情処理機関や上司・同僚
04 公的な相談機関	09 どこ（誰）にも相談しない
05 民間の相談機関	10 その他（ ）

用語解説…

ドメスティック・バイオレンス(DV)って…

一般的に親密といわれる関係にある人（配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など）から他方への暴力のことをいいます。

DVによる被害者については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」により保護が図られています。ただし、その対象とされているのは、配偶者や内縁の夫・妻からの暴力であり、恋人間の暴力については適用されません。（離婚の後、元配偶者から引き続いて暴力を受ける場合は、保護の対象となります。）

DV防止法において「配偶者からの暴力」とは、DV加害者である配偶者の①身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃で、生命又は身体に危害を及ぼすもの）又は②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動に該当する行動であると規定されており、殴る、蹴るなどの身体的暴力に限定されるものではありません。精神的、経済的、社会的、性的など、あらゆる暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける、重大な人権侵害です。

デートDVって何？

高校生や大学生などの若者の間で、交際相手からふるわれる暴力のことを「デートDV」といいます。デートDVの暴力とは、殴る・ける・たたく・髪を引っ張る・腕などを強くつかむなどの身体的暴力、バカにする・傷つことを言う・怒鳴る・脅す・友だちつきあいを制限する・携帯電話をチエックするなど精神的暴力、キスや性行為を強要する・遊戯に協力しないなどの性的暴力、デートの費用をいつも払わせる・借りたお金を返さない・バイトを無理やり辞めさせるなどの経済的暴力のような行為により、相手を自分の思いどおりに支配(コントロール)しようとする態度や行動のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメントって…

セクシュアル・ハラスメントは「性的嫌がらせ」という意味で、一般的には「セクハラ」と略して使われています。男性が女性に対して行う場合がほとんどですが、女性から男性へ、同性間でも行われる場合があります。セクシュアル・ハラスメントの概念は、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をす上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されています。

2006（平成18）年の改正男女雇用機会均等法で、セクシュアル・ハラスメント防止策が、事業主の措置義務に強化されました。

問10 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力に関心が高まっています。あなたが、あなたは、女子に対する暴力をなくすためには、どのようにしたら良いと思いますか。（○はいくつでも）

01 法律・制度の制定や見直しを行う
02 犯罪の取り締まりを強化する
03 捜査や裁判における担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすいような環境をつくる
04 被害女性を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
05 被害女性のための相談機関や保護施設を整備する
06 家庭における男女平等についての教育を充実させる
07 学校における男女平等についての教育を充実させる
08 メディア(テレビ、新聞、雑誌など)が自主的取り組みを強化し、暴力を無批判に取り扱わないようにする
09 過激な暴力表現を扱ったビデオソフト、ゲームソフトなどの販売や貸し出しを制限する
10 その他（具体的に： ）
11 わからない

【IV 教育についておたずねします】

★これからの質問にはお答えがある、いないに関わらずお答えください。
お答えのない方ははいと仮定してお答えください。

問11 あなたは学校で男女が平等に教育されていると思いますか。（○は1つだけ）

01 思う	02 思わない	03 わからない
-------	---------	----------

問12 問11で「02 思わない」に○をつけた方におたずねします。
学校で男女が不平等だと思われる番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

01 名簿が男女別で男子が先	06 学芸会・文化祭での役柄
02 服装	07 言葉遣いなどに対する先生の注意の仕方
03 運動会・陸上競技大会などの種目	08 学習指導のあり方
04 学級委員の選び方と係活動の分担	09 進路指導のあり方
05 名簿の呼び方	10 その他（具体的に： ）

問13 女の子・男の子にそれぞれどの程度まで教育を受けさせたいと考えますか。それぞれの項目から1つずつ選んでその番号に○をつけてください。

女の子	01 義務教育まで	04 大学以上
	02 高等学校・各種学校まで	05 子どもの希望によって可能な限り
	03 高専・短期大学・専門学校まで	06 わからない
男の子	01 義務教育まで	04 大学以上
	02 高等学校・各種学校まで	05 子どもの希望によって可能な限り
	03 高専・短期大学・専門学校まで	06 わからない

問14 性教育について家庭や学校で教えるべきものはどれだと思いますか。それぞれの項目からあなたが重要だと思うものを2つずつ選んでその番号に○をつけてください。

家庭	01 男女の性別の違い	07 性交
	02 自分の身体の大切さ	08 避妊
	03 身体の変化	09 性感染症(エイズ・淋病・クラミジア等)
	04 交際のモラル	10 性教育は必要ない
	05 新しい生命の芽生え	11 その他()
	06 妊娠・出産	12 わからない
学校	01 男女の性別の違い	07 性交
	02 自分の身体の大切さ	08 避妊
	03 身体の変化	09 性感染症(エイズ・淋病・クラミジア等)
	04 交際のモラル	10 性教育は必要ない
	05 新しい生命の芽生え	11 その他()
	06 妊娠・出産	12 わからない

【V 高齢社会・介護についておたずねします】

問15 あなたご自身の老後の生活に関して不安を感じることはありますか。次の中からあらはまるものを選んでください。(○はいくつでも)

01 健康なこと
02 経済的なこと
03 配偶者、親、兄弟姉妹に先立たれ一人になること
04 病気の時、面倒をみってくれる人がいないこと
05 子どもが同居・扶養してくれるかどうか分からないこと
06 安心して住める住宅がないこと
07 公的福祉サービスが十分でないこと
08 適当な仕事がないこと
09 適当な趣味がないこと
10 自分の知識、経験などを生かせる場がないこと
11 特に不安は感じない
12 その他()
13 わからない

問16 ご自身あるいはご家族がもしも介護を必要とするようになったら、どのようにしてもらいたいですか。(○は1つだけ)

01 家庭で家族だけの介護を受けたい
02 家庭で主に家族の介護を受け、足りないところをホームヘルパーや各種保健福祉サービスで補いたい
03 家庭で主にホームヘルパーや各種保健福祉サービスを受け、家族の負担をできるだけ軽くしたい
04 老人施設等に入りたい
05 その他()
06 わからない

問17 ご自身の介護が必要になったとき、あなたの家では主にどなたが介護することになりますか。(○は1つだけ)

01 父親	06 息子
02 母親	07 息子の配偶者
03 配偶者	08 家族全員
04 娘	09 その他()
05 娘の配偶者	10 わからない

問 1 8 あなたは現在の高齢社会に、どのような対策が必要だと思いますか。(○は2つ)

01 公的年金の充実	06 介護休暇の保障
02 介護・医療保障の充実	07 ボランティアの養成
03 老人ホームなど入所型の施設の充実	08 特になし
04 生きがい対策	09 その他()
05 雇用対策	10 わからない

【VI 就労についておたずねします】

問 1 9 あなたは現在、働いていますか。

01 働いている	→ 問 2 0	02 働いていない	→ 問 2 2
----------	---------	-----------	---------

問 2 0 現在働いている方にお聞きします。あなたが働いている主な理由は何ですか。(○は2つ)

01 生計を維持するため	07 社会に役立ちたい
02 老後の蓄え	08 時間的に余裕があるから
03 技術・知識を身につけ生かすため	09 今の仕事が好きだから
04 交友関係を広げるため	10 家業(自営業)であるから
05 自分の自由になるお金がほしい (レジャー・娯楽費用など)	11 その他(具体的に:)
06 働くことは当たり前だから	12 わからない

問 2 1 現在働いている方にお聞きします。今の社会は女性が働きやすい状態(環境)にあると思いますか。(○は1つだけ)

01 大変働きやすい	04 大変働きにくい
02 ある程度働きやすい	05 どれともいえない
03 働きにくい	06 わからない

問 2 1 - 1 問 2 1 で「01 大変働きやすい」「02 ある程度働きやすい」に○をつけられた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。(○はいくつでも)

01 働き場が多い
02 能力発揮の場が多い
03 労働条件が整っている
04 育児施設が十分整備されている
05 昇進、教育訓練などに男女の差別的扱いが無くなってきている
06 結婚・出産退職の慣行がない
07 「男は仕事、女は家庭」という社会通念が変化してきている
08 家族の理解、協力が得やすい
09 その他(具体的に:)

問 2 1 - 2 問 2 1 で「03 働きにくい」「04 大変働きにくい」に○をつけられた方にお聞きします。「働きにくい」には、どのような原因が考えられますか。
次の中からあなたの職場であてはまると感じているものを選んでその番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

01 採用の条件で年齢制限や資格の有無などで働く場が限られている
02 「男は主務、女は補助職」という傾向がある
03 長時間労働、あるいは深夜業務など、条件的に不利なことがある
04 昇級・昇進・昇格・教育訓練などの機会が男女で異なっている
05 配置・転勤・異動が多い
06 産休・育児休暇が無い、またはとれる雰囲気ではない
07 結婚・出産退職の慣行がある
08 上司や同僚によるセクシュアル・ハラスメント(嫌がらせ)がある
09 その他(具体的に:)

※ 問 2 3 にお進みください。

問 2 2 現在働いていない方にお聞きします。あなたがお仕事についていない理由は何ですか。(○は2つ)

01 家族の理解が得られない	07 仕事以外にしたいことがある
02 健康に自信がない	08 定年退職、高齢だから
03 病人・高齢者の世話をするため	09 働きたいとは思わない
04 子どもに手がかかる	10 経済的に必要がない
05 家事・育児に専念している	11 採用してくれるところがない
06 適当な条件のところが見つからない	12 その他()

※ 問 2 3 にお進みください。

問 2 3 あなたは女性が社会に出て働くことと家庭との関係についてどのようなようにお考えですか。
(○は1つだけ)

01	女性は家事・育児に専念した方がよい
02	結婚出産まで働き、その後は家事や育児に専念した方がよい
03	結婚出産後は家事・育児に専念し、子どもの手が離れたら家庭に影響を与えない程度に働く方がよい
04	結婚出産後は家事・育児に専念し、子どもの手が離れたらものように働く方がよい
05	結婚出産後は家庭に影響を与えない程度に働き続ける方がよい
06	結婚や出産にかかわらず働き続ける方がよい
07	わからない

問 2 4 男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は2つ)

01	男性自身の抵抗感をなくすこと
02	女性自身の抵抗感をなくすこと
03	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
04	年長者やまわりの人が、役割分担などについての夫婦の考え方を尊重すること
05	社会の中で、男性が行う家事などについての評価を高めること
06	労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持つようになること
07	男性の家事などに関心を高めるよう啓発を行ったり、研修などにより家事などの技能を高めること
08	男性の子育てなどの仲間(ネットワーク)づくりを進めること
09	家庭と仕事の両立などについて、男性が相談しやすい窓口を設けること
10	特に必要なことはない
11	その他()

問 2 5 あなたは、男性が育児休業や介護休業をとることについてどう思いますか。
ア、イそれぞれについて、該当するものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	ア：育児休業	イ：介護休業
家族として当然である	01	01
他に子育てや介護をする者がいない場合は、とることもやむを得ない	02	02
子育てや介護は女性が適していると思うので、男性がとる必要はない	03	03
男性がとるのは体裁が悪い	04	04

【VII 社会参加についておたずねします】

問 2 6 あなたは仕事以外にどのような社会活動に参加されていますか。(○はいくつでも)

01	町内会、自治会活動	07	宗教活動
02	ボランティア活動	08	趣味やスポーツ団体活動
03	子供会、婦人会、PTA活動	09	労働組合活動
04	学習グループ活動	10	その他()
05	市民活動	11	参加していない
06	消費者運動		

問 2 7 女性がおかれている社会的条件の改善のために、今後どのようなことが必要と思われるですか。
(○は2つ)

01	労働時間・労働条件の改善	08	女性関連の法律や制度の改正
02	女性自身の自覚	09	子どもの時からの男女平等教育
03	男性の理解と協力	10	職業能力の育成
04	団体・サークルへの参加	11	労働の正当な評価
05	雇用の拡大と経済的な自立	12	地域社会への参加
06	「女なら〜べきだ」といった通念の改善	13	その他(具体的に:)
07	家事労働の正当な評価	14	わからない

問 2 8 男性がおかれている社会的条件の改善のために、今後どのようなことが必要と思われるですか。
(○は2つ)

01	労働時間・労働条件の改善	08	暴力的・ポルノ的文化の見直し
02	男性自身の自覚	09	子どもの時からの男女平等教育
03	女性の理解と協力	10	職業能力の育成
04	団体・サークルへの参加	11	労働の正当な評価
05	雇用の拡大と経済的な自立	12	地域社会への参加
06	「男なら〜べきだ」といった通念の改善	13	その他(具体的に:)
07	家事能力の育成と生活の自立	14	わからない

問29 次の言葉のうち、見たり聞いたりしたことがあるものを、いくつでもお選びください。

01	男女共同参画社会基本法
02	育児介護休業法
03	女子差別撤廃条例
04	ジェンダー
05	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康・権利)
06	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)
07	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)
08	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)
09	北海道男女平等参画推進条例
10	釧路市男女平等参画推進条例
11	くしろ男女平等参画プラン
12	男女雇用機会均等法
13	見たり聞いたりしたものはない



用語解説...

ジェンダーとは？

女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面から見た性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス (SEX) といいます。ジェンダーは、男と女という性別の違いから生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されます。これらは、男女間の不平等、性差別、固定化した役割分担など男性優位である社会のしくみに反映されているといわれています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (女性の性と生殖に関する健康と権利)って何？

WHO (世界保健機関) の定義では、女性の全生涯にわたる健康において、単に病気がない、あるいは病的状態がないということではなく、そのプロセスが身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることをいいます。安全な性生活を営み、子どもをいつ、何人産むか、または産まないかなど当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視するといった自分の健康を守る権利を意味します。



用語解説...

ポジティブ・アクション (積極的改善措置)とは

過去における社会的・構造的な差別によって不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的な少数派の人々に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱う等の方策をとることによって、形式的な機会平等よりも、実質的な結果の平等を目指すための暫定的な特別措置のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)って

「仕事と私生活の両立」を意味します。やりがいのある仕事と充実した仕事を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のことです。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれる働き方や生き方への展開が、急速にもとめられるようになってきています。



【Ⅷ あなたご自身についておたずねします】

- ※ 最後の設問です。よろしくお願ひいたします。
- ※ 10月1日現在で記入してください。

問30 あなたの性別は

01 女性	02 男性
-------	-------

問31 あなたの年齢は

01 18～20歳	05 50～59歳
02 21～29歳	06 60～65歳
03 30～39歳	07 66歳以上
04 40～49歳	

問32 あなたのご職業は何ですか。あてはまるものを1つ選んでその番号に○をつけてください。仕事がある場合は収入の多い方について記入してください。

ア	01 農林漁業	
	02 商工サービス業 (卸・小売店経営、オーナー社長含む)	
	03 専門的職業 (医師・税理士・寺社・芸術家など)	
イ	04 その他	
	05 事務・経理	
	06 運輸・技能・生産 (運転手・建設工・修理工など)	
	07 専門的職業 (医師・教員・看護師・エンジニアなど)	
	08 役員・管理職 (課長以上・雇われ社長含む)	
	09 その他	
	ウ	10 パート・アルバイト・臨時・内職
	エ	11 学生
		12 専業主婦・家事手伝い
		13 利子・年金生活者
オ	14 その他	
	15 その他 (具体的に：)	

問33 配偶者がいらっしゃる方にお聞きします。あなたのご配偶者のご職業は何ですか。あてはまるものを1つ選んでその番号に○をつけてください。仕事がある場合は収入の多い方について記入してください。

ア	01 農林漁業
	02 商工サービス業 (卸・小売店経営、オーナー社長含む)
	03 専門的職業 (医師・税理士・寺社・芸術家など)
	04 その他
イ	05 事務・経理
	06 運輸・技能・生産 (運転手・建設工・修理工など)
	07 専門的職業 (医師・教員・看護師・エンジニアなど)
ウ	08 役員・管理職 (課長以上・雇われ社長含む)
	09 その他
エ	10 パート・アルバイト・臨時・内職
	11 学生
オ	12 専業主婦・家事手伝い
	13 利子・年金生活者
	14 その他
	15 その他 (具体的に：)

問34 あなたはお子さんがいらっしゃるでしょうか、(同居、別居は問いません)。お子さんがいらっしゃる場合は、そのお子さんはどのような成長段階ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

01 乳幼児
02 小・中学生
03 高校生、大学生 (高専、短大、専門学校を含む)
04 社会人
05 子どもはいない

★ ご協力ありがとうございました。★